



鳥取県公報

平成 30 年 8 月 14 日 (火)
第 9 0 2 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更 (496) (道路企画課) 2
	県道の供用の開始 (497) (〃) 2
	採石法による採取計画の認可の公表 (498) (西部総合事務所米子県土整備局) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (14) 2
◇ 公 告	屋外広告物講習会の開催 (住まいまちづくり課) 3
	採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 5

告 示

鳥取県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年8月14日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
金沢伏野線	鳥取市三津字村内371-1地先から同市三津字芋畑ノ 二316地先まで	変更前	5.3~23.3	232.0
		変更後	10.4~48.8	225.0

鳥取県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年8月14日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
金沢伏野線	鳥取市三津字村内371-1地先から同市三津字芋畑ノ二316地先まで	平成30年8月15日

鳥取県告示第498号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成30年8月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称及び代表 者の氏名	主たる事務所の 所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び 面積	採取をする岩石の種 類及び数量	採取の期間	
景山総業有限 会社 代表取締役 景山 和義	鳥根県安来市神 庭町83	西伯郡伯耆町三部字 山中沢ノ一774-1 (9,930平方メー トル)	風化花崗岩(42,523.5 立方メートル)	平成30年7 月18日から 平成31年12 月31日まで	平成30年7月18 日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

平成30年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年8月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 日時 平成30年8月20日（月） 午後4時
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

3 議題

- (1) 政治団体関係者研修会の開催について
- (2) その他

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、平成30年鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成30年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
平成30年10月30日（火） 午前9時から午後4時40分まで	鳥取県中部総合事務所 1号館B棟2階 第205会議室	広告物に関する法令 広告物の施工に関する事項 広告物の表示の方法に関する事項

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部建築住宅事務所、八頭県土整備事務所維持管理課、中部総合事務所生活環境局建築住宅課、西部総合事務所生活環境局建築住宅課、日野振興センター日野県土整備局維持管理課及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>）において配布する。

(2) 受講申込書の受付期間

平成30年9月3日（月）から同年10月12日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成30年10月12日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取県庁本庁舎7階）

イ 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部建築住宅事務所

ウ 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課

エ 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

オ 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙貼付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難な場合は、納付書により納付することができるので、5の問合せ先に確認すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課景観・建築指導室景観づくり担当

（電話0857-26-7371）

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第47回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成30年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成30年10月12日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） イ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項	2時間

3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。以下「カラー写真」という。）を添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成30年8月17日（金）から同年9月14日（金）までの各日（日曜日及び土曜日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成30年9月14日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し62円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験会場において案内する。

6 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3862）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9711）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2047）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年8月14日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成30年9月6日午前10時から午後3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成30年9月27日午後1時30分から午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑